奈良県広域水道企業団企業長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２３日

奈良県広域水道企業団企業長　山下　真

奈良県広域水道企業団規則第１号

奈良県広域水道企業団企業長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

奈良県広域水道企業団企業長の職務代理に関する規則（令和６年１１月規則第７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「大和郡山市長」を「天理市長」に、「大和高田市長」を「桜井市長」に、「平群町長」を「上牧町長」に、「川西町長」を「高取町長」に改める。

附　則

この規程は、令和８年１１月１日から施行する。